

# 連 絡 事 項

## 1. 東日本大震災後の対応について

### (1) 東日本大震災に伴う利用者負担等減免措置に対する財政支援の継続について

#### ア 東京電力福島第一原発の事故により設定された警戒区域等に係る対応

警戒区域等に居住していた者の利用者負担や介護保険料の減免に対する財政支援については、1年間延長（※1）することとしている。警戒区域等に居住していた者で他市町村に転出して避難している者についても引き続き対象となるため、管内市町村に対し、対象者や事業所への周知徹底の依頼方をお願いしたい。

（※1）具体的な期間について

- ・ 利用者負担の免除については平成26年2月サービス提供分まで
- ・ 保険料の減免については平成26年3月分まで

#### イ その他の地域に係る対応

ア以外の被災者の利用者負担や介護保険料の減免に対する財政支援についても、別途、事務連絡でお示ししたとおり、引き続き特別調整交付金を活用した財政支援を行うこととしているため、管内市町村に対する本財政支援を活用した減免の延長について周知方をお願いしたい。

（※2）アに係る補助金の申請方法やイに係る特別調整交付金の交付基準等を定める通知等の発出は追って行う。

### (2) 介護施設等の災害復旧について

#### ア 事故繰越事務手続の簡素化について

東日本大震災で被災した介護施設等の復旧・復興に向けた支援については、平成23年度第1次補正予算で災害復旧費補助金として563億円を計上し、必要な予算を平成24年度に繰り越しの上、行っているところである。

一方、本年度においても、移転先の用地確保が困難なことや資材不足・人員不足等の要因により、工事が遅れ、さらに平成25年度への事故繰越を余儀なくされる見通しの施設も数多く見受けられる。

このような状況を踏まえ、財務省が中心となり、事故繰越に係る事務手続きについて、提出書類の簡素化、繰越理由の類型化・定型化、財務局ヒアリングの廃止等の簡素化措置を図ることとしたため、極力本年度中の予算の執行に努めていただきたい。

## イ 災害復旧費補助金（平成25年度復興特別会計）等の活用について

アで述べた事故繰越事務手続きの簡素化措置を活用してもなお、本年度中の予算執行が困難な施設に対する支援として、平成25年度予算（案）（復興特別会計）において災害復旧費補助金29.7億円を確保したため、平成25年度以降に着工予定の災害復旧事業については、こちらをご活用いただきたい。

なお、介護施設等の事業再開のために必要な備品、設備の購入に要する経費についても、約1.6億円を確保しているので、併せてご活用いただきたい。

## （3）介護職員等の応援事業について

福島県相双地域等<sup>(※)</sup>においては、東京電力福島第一原発事故等の影響により、退職した職員の補充が進まず、人材確保が喫緊の課題となっていることから、福島県と協働で、福島県社会福祉協議会などの関係団体の協力を得て、「福島県相双地域等への介護職員等の応援事業」を平成24年6月から実施しているところである。

これまで、全国から延べ101名の応援職員が福島県相双地域等の特別養護老人ホーム等で活躍されたところであるが、未だ人材不足の状況が改善されないことから、平成25年度においても当該応援事業を実施することとしているので、引き続き、管内市町村、介護保険事業者等への周知など、ご協力をお願いしたい。

相双地域等 … 相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村、いわき市、田村市の一部（旧緊急時避難準備区域に限る。）

# 福島県相双地域等への介護職員等の応援について

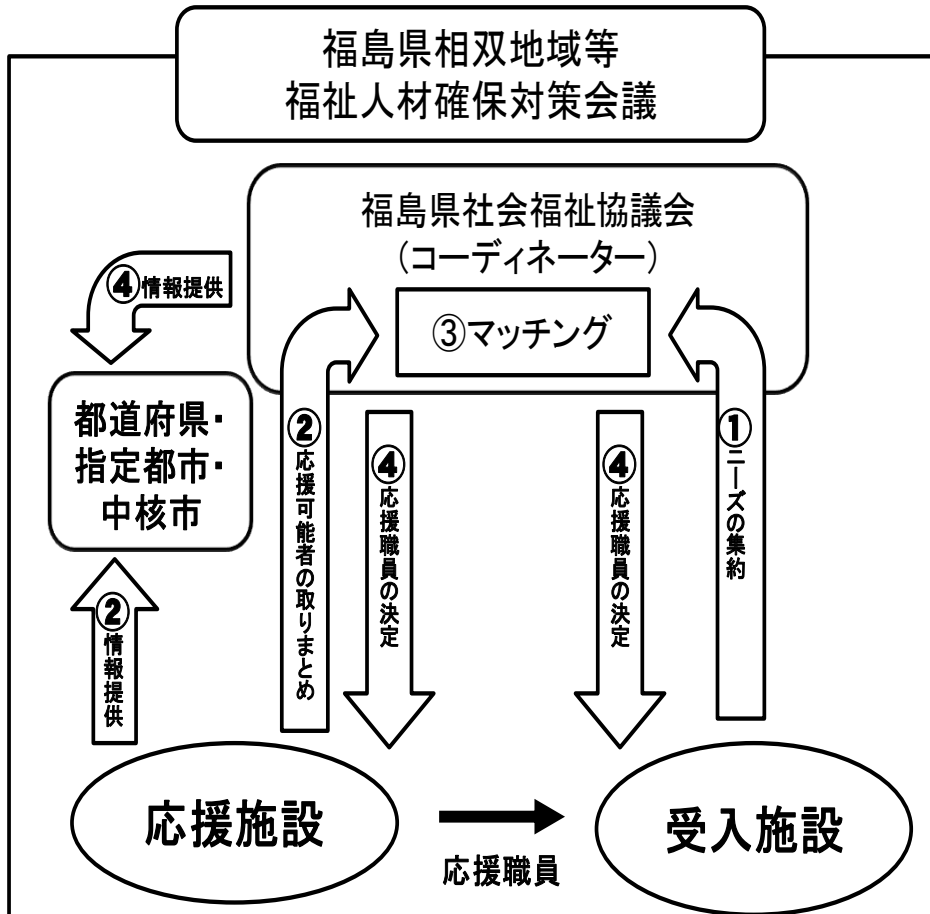
- 福島県相双地域等では、介護職員等の避難や離職により、特別養護老人ホーム等においてマンパワーが不足。
- このため、福島県と協働で、福島県社会福祉協議会などの関係団体の協力を得て、人材不足の解決に向けた検討の場として、「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」を設置。
- 平成24年5月31日にこの会議を開催し、雇用確保対策を基本としつつ、応急的な対応として、近隣自治体から応援職員を募集し、相双地域等の施設の運営を支援することを決定。同年6月4日付で、厚労省から地方自治体に対し、応援可能職員の募集を依頼(募集開始)。
- 福島県の調査(H24.9)によれば未だ人材不足が改善されていないことから、事業期間を1年間延長し平成26年3月31日までとすることを決定。  
また、応援先の対象地域を従来の相双地域、いわき市に加え、田村市の一部(旧緊急時避難準備区域)も対象とした。  
(平成24年12月25日)

(参考) 介護職員不足の状況(福島県による調査)

	職員が減少した施設数(か所)			左記施設における職員の減少数(人)		
	H24.2 調査	H24.9 調査	差引	H24.2 調査	H24.9 調査	差引
福島県全体	71	62	▲ 9	226	217	▲ 9
相双地域	<b>8</b>	<b>6</b>	<b>▲ 2</b>	<b>49</b>	<b>33</b>	<b>▲16</b>
いわき市	<b>12</b>	<b>10</b>	<b>▲ 2</b>	<b>43</b>	<b>45</b>	<b>2</b>
相双地域等計	<b>20</b>	<b>16</b>	<b>▲ 4</b>	<b>92</b>	<b>78</b>	<b>▲14</b>

- 応援施設と受入施設の条件のマッチングの結果、平成24年6月から12月末までの **延べ応援人数は 101名**  
平成25年1月から 3月末までの **延べ応援人数は 44名**(見込み)

(参考) 福島県相双地域等への介護職員等の応援事業のイメージ



- ① 相双地域等のニーズ(希望する応援期間、職種、人数等)を集約
- ② 応援可能者の応募のとりまとめ(都道府県等へ情報提供)
- ③ 受入施設のニーズ、応援可能者の応募内容のそれぞれの内容をマッチングし、応援職員を選定
- ④ 正式決定後、受入施設、応援施設及び都道府県等へ通知

福島県相双地域等福祉人材確保対策会議  
参加組織

福島県保健福祉部
福島県相双保健福祉事務所
福島県社会福祉協議会
福島県福祉人材センター
福島県社会福祉施設経営者協議会
福島県老人福祉施設協議会
福島県老人保健施設協会
全国社会福祉協議会
厚生労働省社会・援護局
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
厚生労働省老健局
厚生労働省東北厚生局
厚生労働省福島労働局

#### **(4) 介護等のサポート拠点等について**

##### **ア 介護等のサポート拠点の継続について**

東日本大震災により被災した地域の被災者生活支援を目的として、被災道県の介護基盤緊急整備等臨時特例基金の地域支え合い体制づくり事業分について、平成23年度第1次補正予算においては70億円を、平成23年度第3次補正予算においては90億円を積み増し、応急仮設住宅などに入居する高齢者などの日常生活を支えるため、総合相談支援や地域交流などの機能を有する「サポート拠点」の設置・運営等を推進している。

平成25年度予算（案）においては、サポート拠点の運営などに必要な経費について、引き続き財政支援を行うこととし、本事業の実施期限を再延長（平成24年度末→平成25年度末まで）するとともに、積み増しを行うため、23億円計上している。

被災県におかれては、みなし仮設住宅などに入居している要援護者等も含めて、引き続き必要な支援や取り組みを実施していただくようお願いしたい。

なお、積み増しする県は、宮城県及び福島県を予定している。

##### **イ 被災地における地域包括ケアの実現について**

被災自治体においては、被災者の生活再建の基礎となる災害公営住宅等への円滑な移行が主要な課題の一つであると考えている。災害公営住宅等の整備に当たっては、ハードのみならず、生活、福祉、医療などの多様な側面を考慮し、地域包括ケアの視点をもって実施することが重要であると考えており、仮設住宅におけるサポート拠点の活動は、地域包括ケアの実現にもつながる機能を果たしていると考えているところである。

そのため、被災自治体におかれては、被災地域の復興のまちづくりに当たって、地域包括ケアの考え方を地域社会に定着させ、住宅部局とも連携しながら、災害公営住宅等の整備に併せて、例えば、地域包括支援センター、LSA（生活援助員）、介護サービス拠点、地域交流サロン等の配置など、サポート拠点の機能を継続できるような取り組みを進め、復興を契機として、将来の超高齢社会のモデ

ルとなるよう、先駆的に地域包括ケアの実現に努めていただくようお願いする。

また、被災地の地域包括ケアシステムの構築に当たっては、介護や生活支援に関する地域住民のニーズや地域の課題を踏まえて復興のまちづくりに取り組むことが重要である。そのためには、

- ① 地域住民のニーズ把握、個別支援方針の検討・決定、サービス提供等（以下「個別支援」という。）を行うとともに、
- ② 個別支援を通じて明らかになる地域包括ケアシステム構築に当たっての課題や提言を行政やまちづくり協議会等が行うまちづくりへつなぐ

ことが必要であり、このような機能は、地域包括支援センターの「地域ケア会議」が担うことが適当と考えられる。

復興のまちづくりに取り組む自治体においては、例えば、自治体のまちづくり担当部署やまちづくり協議会等も参加する地域ケア会議を開催するなど、地域ケア会議による取り組みを早期に、かつ、積極的に実施していただくようお願いしたい。

厚生労働省としても、地域ケア会議活用推進等事業（国実施分）による支援等を検討しているので、改めてお知らせする。

## 2. 介護保険制度における指導監督について

### ア 介護保険における指導監督業務の適切な実施について

#### (ア) 指導・監査指針に基づいた指導監督の実施等

介護保険における指導監督については、高齢者の尊厳を支えるよりよいケアの実現を目指し、事業者等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とする「指導」と、指定基準違反や不正請求の事実内容について挙証資料等をもとに把握し、介護保険法第5章の各規定に定められた権限を適切に行使する「監査」とを明確に区分することとしており、各都道府県・指定都市・中核市においては、その趣旨に基づいて指導監督にあたっていただくとともに、管内市町村に十分周知いただき理解を促していただくようお願いする。

特に、指導監督業務については、社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成22年11月30日）等において、自治体間での指導内容の差異等が指摘されているところである。

厚生労働省としては、これまでも、指導監督に係る専門的な知識の修得等を目的とした「介護保険指導監督中堅職員研修」の開催や、これまでに文書で発出した運営基準や介護報酬の解釈に関するQ&Aの体系的な整理、HP等による公開、実地指導マニュアルの改訂等を行ってきたところであり、今後も、各自治体との意見交換を行いつつ、こうした取組を進めていくこととしており、引き続き、協力を願いたい。

また、監査に基づく事業所への改善勧告、改善命令、指定の効力停止、指定の取消の行政処分等を行う際には、老健局総務課介護保険指導室へ必ず情報提供をしていただくよう引き続きお願いするとともに、指定取消等にかかる事案が確認された場合には、聴聞等の行政処分にかかる手続きを行う前に情報提供していただくようお願いする。

#### (イ) 不正事案等における厳正な対応



介護サービス事業者の指定基準違反や介護報酬の不正請求等は、利用者に不利益が生じるのみならず、介護保険制度全体の信頼を損なうことにもなるので、通報、苦情等により、そうした不正や不正が疑われる情報があった場合には、必要に応じて監査を実施していただくとともに、不正が確認された場合には、厳正な対応をお願いする。

その際には、関係自治体、関係機関がある場合には、必要な情報の提供等十分に連携を図っていただきたい。

なお、営利法人の運営する介護サービス事業所に対する監査については、今年度が最終年度となっているため、対象となる全ての介護サービス事業所に対し、確実に実施されたい。

#### イ 介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督について

介護サービス事業者に義務付けられている業務管理体制の整備については、適正な介護事業運営が確保されるよう、事業者自ら適切な体制を整備し、改善を図っていくことが最も重要であるが、行政としても業務管理体制に関する監督を通じて、その取組みに対する適切な助言並びに支援をお願いしたい。

##### (ア) 業務管理体制に関する届出・確認検査について

業務管理体制整備の届出は遅滞なく行うこととされており、新規参入事業者の届出や届出事項の変更に伴う届出の未済防止の観点から、各自治体におかれては、新規指定申請時や集団指導等、事業者と接する機会を捉えて、制度の周知・届出の確認を行うなど、引き続き届出受理業務に遺漏のないようお願いしたい。

なお、一部の自治体においては、未届事業者の把握が不十分な状況も見受けられ、届出未済の事業者に対しては確認検査等の監督が不可能となることから、早急に未届事業者の把握等を行い、届出が必要な事業者に対する督促に努められたい。

業務管理体制の整備・運用状況を確認する一般検査は、事業者の業務管理体制の問題点について検証し、事業者が自ら業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り

組むよう意識付けることを目的としており、各自治体におかれては、適切な検査手法・実施計画に基づき、事業者に対し定期的に検査が実施できるようお願いしたい。

また、介護サービス事業所の指定等取消処分相当事案が発生した場合には、当該事業者に対し特別検査を実施する必要があるが、実施の際は組織的関与の有無の検証にとどまらず、不正行為を未然に防止できなかった業務管理体制の不備の確認も適切に実施し、必要に応じ改善勧告等を行われたい。

なお、特別検査の実施の契機としては、結果的に指定等取消処分に至った事案に限らず、指定等効力停止処分の事案等、特に業務管理体制の整備・運用状況の不備に起因すると考えられる事案が発生した場合なども想定されるので、適時・適切な検査の実施をお願いしたい。

#### (イ) 国に対する情報提供等について

介護サービス事業所の指定権者と事業者の業務管理体制監督権者が異なる場合、円滑に業務を遂行するため、国、都道府県及び市町村間の密接な連携がより一層必要になることから、情報共有や情報提供を実施されたい。

国（本省及び地方厚生局）が業務管理体制監督権者である事業者が運営する介護サービス事業所において指定等取消処分相当事案が発覚した場合には、速やかな情報提供とともに、特別検査の実施要請をしていただくようお願いする。

また、各自治体において特別検査を実施した場合には、速やかに老健局総務課介護保険指導室あて情報提供をしていただくよう引き続きお願いする。

#### ウ 適切な指導監督等の確保における実施体制の整備

一部の自治体においては、自治体の指導監督体制に比して所管する事業所数が多く、また、急な監査業務等のため、事業所に対する十分な指導がなされていないところもある。各自治体におかれては、平成21年度より追加された業務管理体制に関する監督業務への対応やサービスの質の確保・向上を図る観点から適切な指導監督を行えるよう、必要な人員の配置や介護保険制度を熟知した担当者の配置に加え、法改正によ

り新たに創設した指定都道府県事務受託法人制度の活用を検討いただくなどにより、実施体制の整備について、引き続きご配意願いたい。

また、昨年4月より指定都市及び中核市（以下「指定都市等」という。）内にある介護サービス事業所の指定、指導監督等に係る事務が、都道府県から指定都市等に移譲された。

なお、一部の指定都市等においては必要な体制等の整備が出来ていないところも見受けられるので、必要な体制等の整備を図るとともに、都道府県においても事務の引き継ぎ等指定都市等に対して支援が行われるよう、引き続き、円滑な事務の遂行に協力いただきたい。

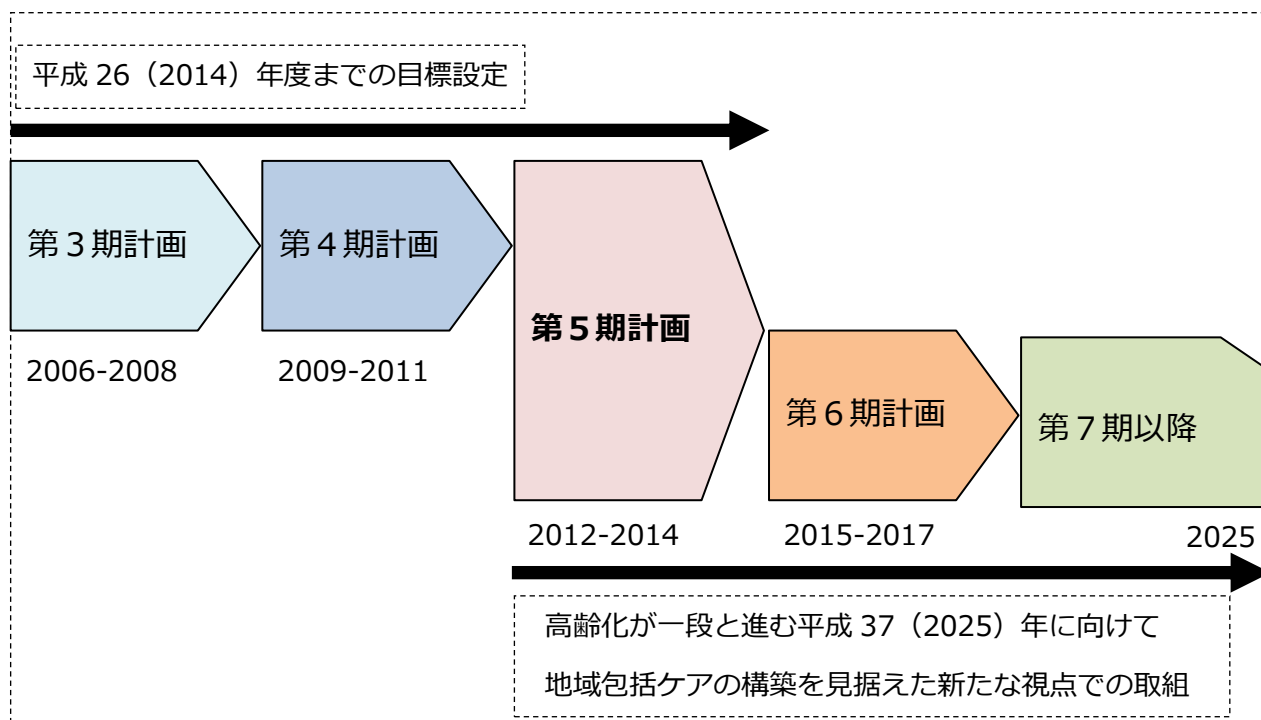
### 3. 第5期介護保険事業（支援）計画の実施と第6期計画の策定準備について

○ 平成24年度から3か年の計画として各自治体で策定された第5期介護保険事業（支援）計画は、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画であるとともに、各自治体の高齢化のピークを迎える時期までに、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる

- (1) 認知症支援策の充実
- (2) 医療との連携
- (3) 高齢者の居住に係る施策との連携
- (4) 生活支援サービスの充実

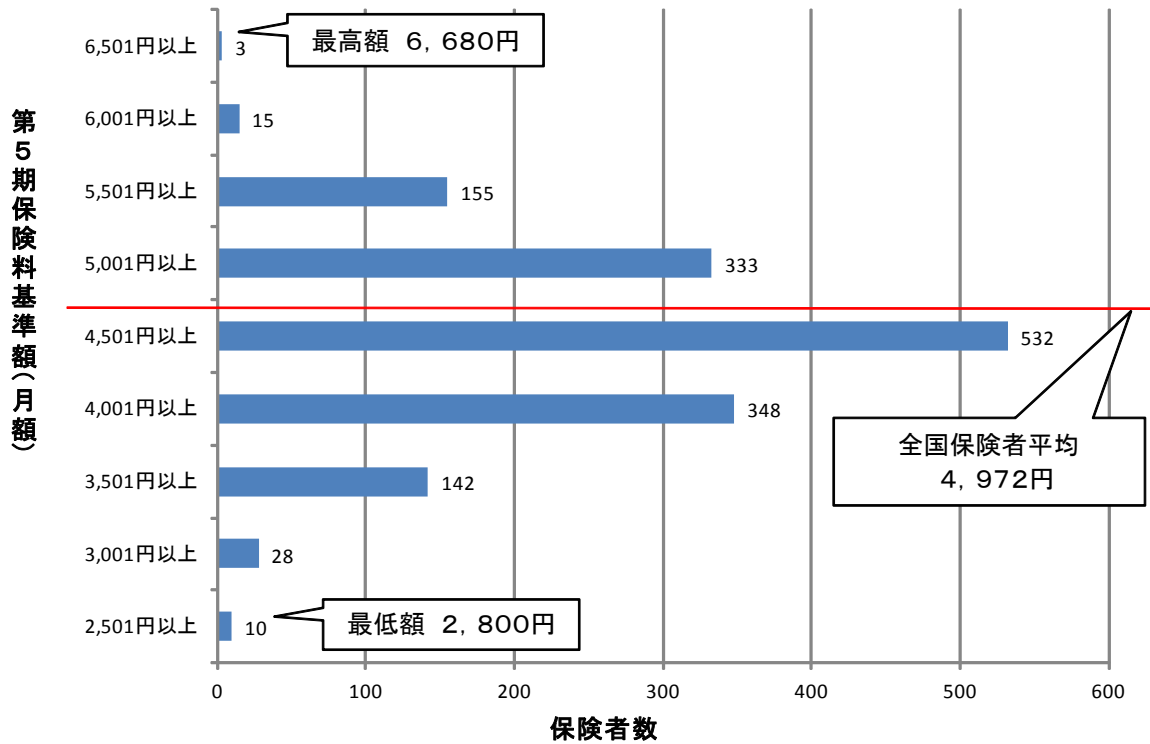
といった重点的に取り組むべき事項を、地域の実情に応じて選択して位置づける等、高齢化が本格化する平成27（2015）年度以降における地域包括ケアの構築を見据えた新たな視点での取組をスタートする計画にもなっている。

○ 各自治体においては、「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、各々の第5期計画に基づき、介護保険事業を着実に実施していただきたい。



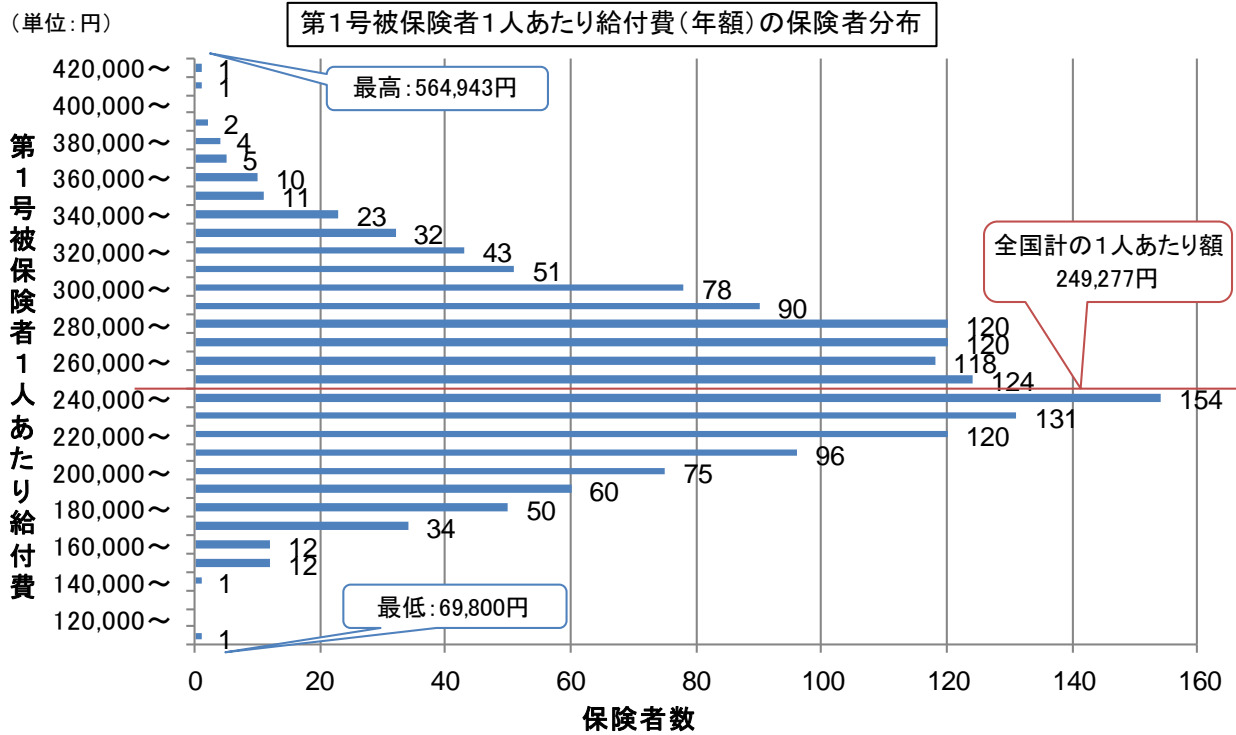
○ 介護保険は、各保険者の給付する介護サービスの量や種類等が、それぞれの保険者の保険料水準に反映される制度である（給付の多い75歳以上の高齢者の割合や被保険者の所得水準の自治体間の相違は、調整交付金で調整している。）。どのような保険料水準でどのようなサービス水準を目指していくのか、保険者機能の発揮が求められている。

第5期保険料基準額(月額)の保険者分布



※ 東日本大震災の影響により、暫定的に第4期と同額の保険料基準額に据え置いた保険者等(14保険者)を除く。

第1号被保険者1人あたり給付費(年額)の保険者分布



※第1号被保険者1人あたり給付費(年額)＝保険給付費(平成22年度累計)／第1号被保険者数(平成22年度末現在)

※出典:「平成22年度 介護保険事業状況報告年報」

※福島県管内の5町1村を除く。

○ 第6期計画の策定については、各自治体において、高齢者の実態把握や給付分析等の準備作業から、今後、国が示す基本方針等を踏まえて、平成26年度末頃に計画決定・公表に至るまでの間、様々な作業を進めていただくことになる（次頁イメージ図参照）。

○ 第5期計画より、市町村において日常生活圏域ニーズ調査を実施し、不足している施策やサービス等を分析して計画策定に活用するようお願いしているが、第6期計画の策定準備においても日常生活圏域ニーズ調査や給付分析等により地域の課題等の把握に努め、計画策定に活用していただきたい。また、第5期計画策定時に示した調査票の例については、細部の修正を検討中であり、平成25年夏頃までに示す予定である。

なお、既に一部の市町村で二次予防対象者把握事業として、例えば3年間に分けて全対象者に配布する等の方法で、既存の調査票を用いて調査を計画的に開始しているが、これに支障が出るような大きな修正は予定していない。

また、国が示す調査票は一つの参考例であり、地域の実情に応じて項目の追加等していただいているところであり、第6期も同様の取扱いとなる。

○ 平成24年度は、第6期計画策定準備への支援のために第5期計画策定過程における取組事例をまとめ、市町村を対象とするセミナーを行い、また、厚生労働省の開催するセミナーに参加できない市町村のために、いくつかの都道府県においてセミナー等を開催していただいている。

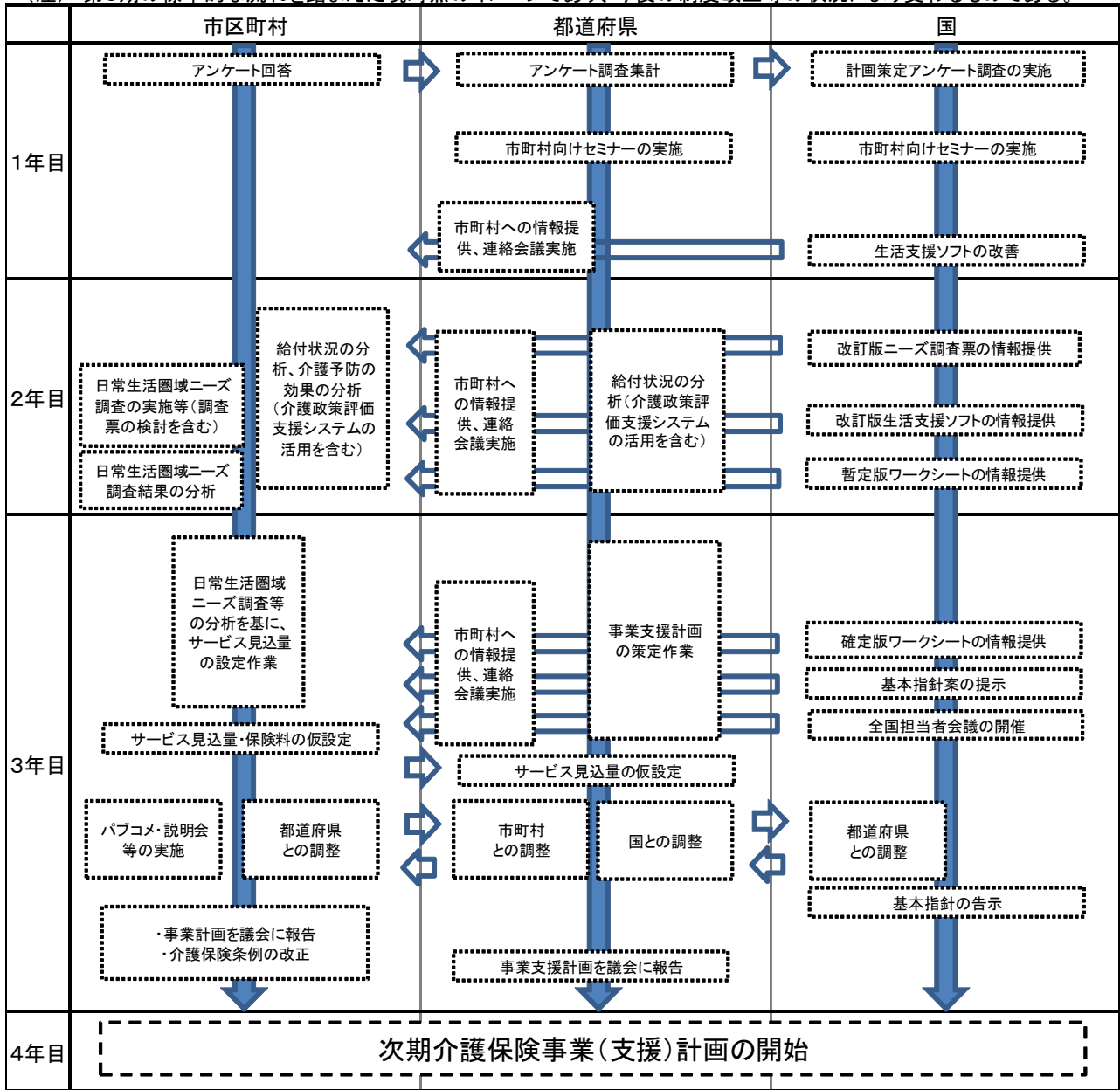
今後も保険者への支援として、本年度と同じ目的で都道府県が主催するセミナーに協力していくので、ご検討中の都道府県においては、必要に応じて講師依頼等、ご相談いただきたい。

### 市町村向けセミナー「地域包括ケア実現に向けた保険者の役割について」等の開催状況

主催	開催日	参加者数	主な内容
厚生労働省	平成24年 10月26日	約140名	・第5期市町村介護保険事業計画の策定過程等について(厚労省) ・地域ケア会議について(厚労省) ・事例紹介(東京都荒川区, 千葉県松戸市, 新潟県長岡市, 長崎県長崎市, 埼玉県和光市)
高知県	10月6日	約100名	・地域包括ケアを実現できる介護保険事業計画と地域ケア会議のあり方を考える(厚労省) ・活動報告(南国市, 中芸広域連合地域包括支援センター)
千葉県	11月2日	約240名	・地域包括ケア実現に向けた介護保険事業計画の策定について(厚労省) ・介護保険事業計画の策定事例について(松戸市) ・地域ケア会議の目的・意義について(厚労省) ・多職種協働による地域ケア会議について(山梨県北杜市) 等
大分県	11月9日	約70名	・市町村介護保険事業計画の策定過程等について(厚労省) ・日常生活圏域ニーズ調査について(豊後高田市, 事業者)
山形県	11月30日	約150名	・地域包括ケアシステムの実現に向けた介護保険事業計画の策定について(厚労省) ・保険者の取組事例(新潟県長岡市, 寒河江市, 高島町)
佐賀県	12月19日	約100名	・第5期介護保険事業計画の策定過程等について(厚労省) ・保険者の取組事例(長崎県長崎市, サービス事業者)

## 標準的な介護保険事業(支援)計画の策定の流れ(イメージ)

(注) 第5期の標準的な流れを踏まえた現時点のイメージであり、今後の制度改革等の状況により変わるものである。



- (注)
- ・生活支援ソフト : 日常生活圏域ニーズ調査の結果を入力・データ処理するソフトで、調査項目による抽出・集計や、個人台帳及びアドバイス表の作成ができる。
  - ・ワークシート : 保険者の人口推計データ、要介護認定データ、各都道府県国民健康保険団体連合会から送付される給付情報データから、サービスごとの見込み量と保険料を推計するソフト。
  - ・介護政策評価支援システム : 都道府県及び市町村が介護保険事業の分析を行うことを支援するため厚生労働省が運用しているシステム。介護保険事業状況報告のデータ等を基にした、全国・都道府県・市町村の「保険給付と保険料」や「認定率のバランス」の比較表などが入手できる。